中央防波堤内側埋立地灰溶融施設建設事業 評価書の概要

1 事業者の名称及び所在地

名 称 東京二十三区清掃一部事務組合

代表者 管理者 石塚 輝雄

所在地 東京都新宿区四谷三丁目 3 番地 1

2 対象事業の名称及び種類

名 称 中央防波堤内側埋立地灰溶融施設建設事業

種 類 廃棄物処理施設の変更

3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都江東区青海二丁目地先の中央防波堤内側埋立地内にある既存施設 (中防不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破砕処理施設及び破砕ごみ処理施設)と第二 排水処理場のうち、既存施設の粗大ごみ破砕処理施設の貯留ヤードの一部と第二排水 処理場を解体撤去し、その跡地に灰溶融施設を建設するものである。

事業内容の概略は、表1に示すとおりである。

表1 対象事業の内容の概略

<u>衣〔</u>	刈家事業の内谷の慨略						
	所 在 地	東京都江東区青海二丁目地先(中央防波堤内側埋立地内)					
面 積		約137,000m ²					
灰溶融施設の建設	工事着工年度	平成15年度(予定)					
	施設稼働年度	平成18年度(予定)					
	処 理 能 力	400t/日(100t/日·炉×4基)					
	施設建築物	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 高さ 約35m(煙突高さ 約80m)					
既存施設	中防不燃ごみ 処理センター	第一プラント 1,250t/日 第二プラント 1,800t/日					
	粗大ごみ破砕処理施設	6 4 0 t / 日					
	破砕ごみ処理施設	180t/日					

4 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び対象事業区域とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論の概要は、表 2 (1)及び(2)に示すとおりである。

表 2 (1) 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

環境影響	評価の結論
評価項目	評価の結論
	工事の施行中の建設機械等による一酸化炭素の将来予測濃度は、環境
	基準を下回る。浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の将来予測濃度は、環境
	基準を上回るが、バックグランド濃度が環境基準以上であり、建設機械
	の稼働等により付加する濃度の将来予測濃度に対する影響割合は、それ
十二年流	ぞれ7.6%以下、16.9%以下である。
大 気 汚 染 	工事の完了後の灰溶融施設及び破砕ごみ処理施設煙突排出ガスによる
	二酸化いおう、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀の将来予測濃度は、
	環境基準等を下回る。浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の将来予測濃度は、
	環境基準を上回るが、バックグラウンド濃度が環境基準以上であり、施
	設の稼働により付加する濃度の将来予測濃度に対する影響割合は、それ
	ぞれ0.2%以下、0.3%以下である。

表 2 (2) 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

環境影響	
 評価項目	
II III 75 II	工事の施行中は、建造物の撤去及び灰溶融施設の建設により産業廃棄物
	及び建設発生土が発生するが、計画段階からの発生抑制や発生した廃棄
	物の徹底した分別により再利用・再資源化を図る。また、埋立処分をする
	廃棄物については、法令等に基づき適正に処理する。 したがって、会機容は、戦略プラン及び東京都建設はせくなりだくだ。
	したがって、危機突破・戦略プラン及び東京都建設リサイクルガイド
	ラインに適合するものである。
 廃 棄 物	工事の完了後は、既存施設の稼働に伴い排出する不燃ごみ処理残さは
	清掃工場において、可燃性破砕済みごみは清掃工場及び破砕ごみ処理施
	設において焼却し、焼却により発生する焼却灰や集じん灰は灰溶融施設
	で溶融処理する。溶融処理により発生するスラグは、新海面処分場等で
	有効利用を図る。また、資源回収により排出する鉄分やアルミは売却し、
	再資源化する。再資源化に適さない不燃物等については適正に処理し、
	新海面処分場において埋立処分をする。
	本事業は一般廃棄物処理基本計画等に基づき、廃棄物の減量化、無害
	化、再資源化等を推進するものであり、可能な限り廃棄物の排出の抑制
	と適正な処理を確保できるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の
	責務を果たすものである。
	本事業では、エネルギーの有効利用を目指し、灰溶融施設における太
	陽光発電及び廃熱利用並びに破砕ごみ処理施設におけるごみ発電を実施
	し、未利用エネルギー・新エネルギーを積極的に活用していく。
	また、省資源対策として、中防不燃ごみ処理センターにおける鉄分及
	びアルミの回収並びに粗大ごみ破砕処理施設における鉄分の回収を行
温室効果ガス	い、売却し、再資源化する。さらに、屋上緑化による断熱と、重機等の
	アイドリングストップの徹底を行う。
	以上のことから、本事業は、実施に伴って排出される温室効果ガスを
	可能な限り削減できるので、地球温暖化対策に関する基本方針、地球環
	境保全東京アクションプラン等の計画に合致した、妥当なものである。